

## 塩酸ラクトパミンの諮問の経緯について

食品衛生法の改正に伴い、厚生労働省では食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、いわゆるポジティブリスト制（残留基準が設定されていないものが一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度）を導入することとしている。この制度の導入にあたっては、国内では使用されていないが海外では使用されている、あるいは今後使用される医薬品等について、輸入時の混乱を避けるため、新たな残留基準設定の要請があることが予想される。これに対応するため、厚生労働省では「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」を策定し、残留基準設定を求める場合に必要な資料の範囲や手続きを示した。

塩酸ラクトパミンについては、この制度が利用された初めてのケースにあたり、今回の意見聴取は厚生労働省において食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全委員会に食品健康影響評価が依頼されたものである。このため、これまでの多くの例と異なり、製剤の承認という観点からの意見聴取要請はされていない。